

山梨県歯科医師連盟
令和3年度 第4回理事会 日程

	日時 令和3年9月16日(木) 午後7時15分～		
	場所 山梨県歯科医師会館		
	司会(輪番) 佐野理事	IV 協議	【決定・継続・保留】 議長 一瀬会長
I 開 会	原副会長	1. 小冊子『政治なくして歯科医療なし』について	(別冊資料) 【 】
II 挨拶	一瀬会長	2. 選挙対策について	【 】
III 報告		3. 選挙規程の改定について	(P3～9) 【 】
1. 業務報告	篠原理事長	4. その他	
2. 庶務報告(P1)	小澤(純)理事	①関ブロから日歯連盟への要望書(案)について	(P10)
3. 会計報告(P2)	小池副理事長		
4. 日歯連盟関係報告	一瀬日歯連盟評議員	V その他	
5. その他		VI 監事講評	大森・諸角監事
		VII 閉 会	鶴田副会長
		<出席予定>	
		一瀬会長・原副会長・鶴田副会長・篠原理事長・小池副理事長	
		小澤(純)理事・佐野理事・若尾理事・馬場理事・小澤(孝)理事・盛池理事	
		大森監事・諸角監事・跡部相談役・内藤相談役	
		筒井東山梨支部長	
		事務局(事務局長、篠原)	18/19名
		<遅刻・欠席連絡>	
		遅刻:	
		欠席: 三森県歯会長	
		*今後の予定	
		*次回理事会: 令和3年 月 日 () 19時15分～	
		次回司会: 若尾理事	

山梨県歯科医師連盟 庶務報告

令和3年7月29日～令和3年9月16日

年月日	曜	主なる報告事項	場所	出席者
令和3年				
7月29日	木	関プロ会長・理事長会議	県歯会館(Web会議)	一瀬・篠原
8月12日	木	「元気やまなし絆の会」各種団体 代表者会議【中止】	アピオ甲府	一瀬・篠原・諸角・ 内藤
29日	日	中谷真一を囲む会【延期】	アピオ甲府	一瀬・諸角・内藤
9月9日	木	日歯連盟「第2回政治セミナー」【延期】	ホテルプロポリタンエトモント	一瀬・篠原
10日	金	都道府県歯連盟会長会議 (Zoom)	県歯会館	一瀬会長
16日	木	第4回理事会	県歯会館・Zoom	

○山梨県歯科医師連盟会員数（令和3年9月16日現在）

甲府：113名／東山梨：26名／笛吹：24名／峡南：19名
 中巨摩：73名／北巨摩：31名／南都留：60名／北都留：21名
 合計：367名（終身会員：52名）

○日本歯科医師連盟会員数（令和3年9月16日現在）

甲府：104名／東山梨：26名／笛吹：23名／峡南：18名
 中巨摩：68名／北巨摩：24名／南都留：59名／北都留：20名
 合計：342名（14条の二会員：7名）

○入会・退会

[令和元年度]

・中巨摩支部 切刀 仁 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年1月28日 退会

[令和2年度]

・北都留支部 干潟 真理子先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年4月2日 退会

・中巨摩支部 堀田 達也 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年4月2日 入会

・笛吹支部 平出 諒太 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年5月14日 入会

・中巨摩支部 五味 義隆 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年10月29日 退会

・南都留支部 鷺見 成紀 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年11月26日 入会

・甲府支部 七沢 清子 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年11月26日 入会

・甲府支部 七沢 真樹子先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年11月26日 入会

・北巨摩支部 窪田 るみ 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和2年12月17日 入会

・東山梨支部 高木 勝己 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和3年1月15日 退会

・南都留支部 柴垣 光志 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和3年2月25日 退会

・東山梨支部 高木 智幸 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和3年3月25日 入会

・中巨摩支部 石川 一男 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和3年3月10日 退会

[令和3年度]

・甲府支部 宅間 裕介 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和3年6月15日 入会

・甲府支部 石川 真也 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和3年6月15日 退会

・甲府支部 秋山 洋 先生 県歯連盟・日歯連盟 令和3年6月15日 退会

※入会・退会日について

- ・入会日…入会が承認された理事会の翌月(次回)の理事会の日
- ・退会日…(通常退会)退会が承認された理事会の日
(死亡退会)亡くなられた日

※会議の公開について

- ・理事会及び評議員会は非公開とし、総会のみ一般会員へ公開とする。(Zoom併用)

令和3年度 山梨県歯科医師連盟 収入支出現計
令和3年8月31日現在

	当月収入額	残高(累計)
収入済額	1,341,012	23,594,608
支出済額	1,731,282	2,486,613
差引残額	△ 390,270	21,107,995

残額内訳

	現金	単位:円
	0	
	普通預金(山中)	7,458,681
	普通預金(みずほ)	3,380,314
	普通預金(三井住友)	269,000
	定期預金(山中)	10,000,000
		21,107,995
	預かり金	0
	仮受金(関プロ)	0
	純資産	21,107,995

収入

科目	予算額	当月収入額	残高(累計)	差異	説明
1.会費	2,536,000	0	2,536,000	0	継続・新入会員 当月 0 名分 / 累計 317 名分
2.寄付金	2,689,200	1,341,000	3,373,700	△ 684,500	日歯連盟「デンタルミーティング等地方政治活動助成費」(341名×1,000円+400,000)741,000円 日歯連盟「令和3年度地方政治活動費」600,000円
3.事業収入	1,000	0	0	1,000	
4.積立金取崩収入	1,000	0	0	1,000	
5.交付金	1,000	0	0	1,000	
6.その他の収入	1,000	12	25,612	△ 24,612	みずほ銀行預金利息
7.繰越金	15,572,069	0	17,659,296	△ 2,087,227	
合計	20,801,269	1,341,012	23,594,608	△ 2,793,339	

支出

科目	予算額	当月支出額	残高(累計)	差異	説明
【経常経費】	2,931,000	79,107	275,338	2,655,662	
1.人件費	30,000	0	0	30,000	
2.光熱費	1,000	0	0	1,000	
3.備品消耗品費	100,000	78,903	84,403	15,597	封筒代(角2サイズ3箱分)52,305円、Zoom用備品代(PC用カメラ、PC用小型スピーカー)26,598円
4.事務所費	2,800,000	204	190,935	2,609,065	後納郵便(ポスタリア7月使用料)
【政治活動費】	17,870,269	1,652,175	2,211,275	15,658,994	
1.組織活動費	2,000,000	1,586,175	2,095,275	△ 95,275	【組織対策費】 関プロ退任役員記念品負担金(3万円×3名分÷8都県)11,250円 アルコールディスペンサー(会員配布コロナ感染防止物品345件)1,574,925円
2.選挙関係費	500,000	0	0	500,000	
3.広報費	100,000	66,000	66,000	34,000	HP運用管理費66,000円
4.調査研究費	1,000	0	0	1,000	
5.寄付交付金	550,000	0	50,000	500,000	
6.その他の経費	14,719,269	0	0	14,719,269	
合計	20,801,269	1,731,282	2,486,613	18,314,656	

協議

3. 県歯連盟選挙規程の改定について

山梨県歯科医師連盟選挙規程の改正について（案）

【改正の理由】

令和3年2月4日(木)に行われた「令和2年度第1回連盟選挙管理委員会」において、新型コロナウイルス感染症のような世界的なパンデミック等の特別な事情が起こった際に、従来の投票以外の方法で投票が行えるよう議論し、その結果、一般社団法人山梨県歯科医師会でも採用している『郵便投票』にて直接選挙の対応ができるよう、令和3年2月25日(木)に行った「令和2年度第2回評議員会」で選挙規程の改正を行ったが、世界的パンデミック等の特別な事情の場合といった暫定措置だった為、改めて改正することとする。

山梨県歯科医師連盟選挙規程（改正後）	山梨県歯科医師連盟選挙規程（改正前）
<p>(選挙事務の管理) 第3条 選挙の施行はすべて選挙管理委員会が行う。</p> <hr/> <p>(選挙の期日) 第5条 会長、監事の選挙は、その任期が終了する日の前2ヶ月までに行う。 但し、補欠選挙はこの限りでない。 2. 評議員の選出は、本連盟が定める地区（別表）に委託して行う。</p> <p>(選挙の方法) 第6条 会長、監事の選挙は、投票により行う。 2. <u>投票の方法は、その都度理事会の議を経て決定するものとする。</u></p> <p>()</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(投票の方法及び投票用紙) 第11条 会長の選挙投票は単記無記名とし、監事は連記無記名とする。 2. 前項の記述方法を含め、投票用紙は選挙管理委員会が定める。</p>	<p>(選挙事務の管理) 第3条 選挙の施行はすべて選挙管理委員会が行う。 但し、議場における選挙は、総会議長の指揮下により執行する。</p> <p>(選挙の期日) 第5条 会長、監事の選挙は、その任期満了の年の6月30日迄の総会において行う。 但し、補欠選挙はこの限りでない。 2. 評議員の選出は、本連盟が定める地区（別表）に委託して行う。</p> <p>(選挙の方法) 第6条 会長、監事の選挙は、投票により行う。</p> <hr/> <p>(候補者または推薦者の演説等) 第11条 候補者の演説または推薦者の演説は、各3分以内とする。 2. <u>前項の演説の順序は、その届け出の受付順による。</u> 3. <u>候補者は、1名の推薦演説を要請することができる。</u></p> <p>(投票の方法及び投票用紙) 第12条 会長の選挙投票は単記無記名とし、監事は連記無記名とする。 2. 前項の記述方法を含め、投票用紙は選挙管理委員会が定める。</p>

<p>()</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(不在者投票)</u></p> <p><u>第 13 条 止むを得ない事由で不在者投票を希望する者は、不在者投票請求書を選挙管理委員会に届け出て承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2. 選挙管理委員会は選挙期日の前に不在者投票の日時を指定し、歯科医師会館内で選挙管理委員会立会いのもとで不在者投票箱に投票を行い、開票日まで保管し、開票日に同時に開票する。</u></p>
<p>()</p> <hr/> <hr/>	<p><u>(投票及び開票立会人)</u></p> <p><u>第 14 条 議長は、出席会員の中から投票立会人及び開票立会人を各 1 名づつ指名し、投票及び開票に立会わせなければならない。</u></p>
<p>()</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(投票所における秩序保持)</u></p> <p><u>第 15 条 投票が開始せられたときは、何人も投票に関し協議もしくは勧誘し、けん騒その他選挙の秩序をみだしてはならない。</u></p> <p><u>2. 前項に抵触する行為をした者に対し、議長はこれを制止し、または退場させることができる。</u></p> <p><u>3. 第 2 項により退場させられた者は、投票の最後に投票させる。</u></p>
<p>()</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(投票及び開票)</u></p> <p><u>第 16 条 議長は、選挙の開始を宣言すると同時に議場を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確定しなければならない。</u></p> <p><u>2. 選挙管理委員会は、投票が終了したときは、その旨議長に報告し、議長の投票終了の宣言により、直ちに投票箱を閉鎖する。</u></p> <p><u>3. 選挙管理委員会は、投票箱を開き、投票の内容を精査し、候補者別の得票数を確認し、結果を議長に報告する。</u></p>
<p>(当選者)</p> <p>第 12 条 会長の選挙の場合は、有効投票数の過半数の得票数をもって当選者とする。</p> <p>但し、過半数の得票者がいないときは得票の多き者 2 名につき、過半数を得るまで再選挙を行う。</p> <p>2. 監事の選挙の場合は、高点者より順次得票順に当選者とする。</p>	<p>(当選者)</p> <p>第 17 条 会長の選挙の場合は、有効投票数の過半数の得票数をもって当選者とする。</p> <p>但し、過半数の得票者がいないときは得票の多き者 2 名につき、過半数を得るまで繰返して投票を行う。</p> <p>2. 監事の選挙の場合は、高点者より順次得票順に当選者とする。</p>

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>(その他細目)</p> <p>第 13 条 <u>前条までに定めるほか、選挙に必要な細目は、その都度選挙管理委員会が定める。</u></p> <p>()</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(改正または廃止)</p> <p>第 14 条 本規程は、評議員会の議決がなければ改正又は廃止することができない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程の改正に伴い、改正前第 3 条に基づき選出された委員の任期は平成 16 年 12 月 31 日までとする。</p> <p>2. この規程は、改正の日（平成 16 年 7 月 13 日）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。</p> <p>2. この規程の改正に伴い選出された委員の任期は平成 25 年 6 月 30 日までとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程は、令和 3 年●月●日から施行する。</p>	<p>(当選決定の報告)</p> <p><u>第 18 条 議長は、投票結果と当選者を会員に報告するものとする。</u></p> <p>(その他細目)</p> <p>第 19 条 <u>告示に関する事項、投票の判定、その他前各条の外、選挙に必要な細目は、その都度選挙管理委員会が定める。</u></p> <p>(特別の事情)</p> <p><u>第 20 条 特別の事情があると理事会が認める場合は、投票の方法を郵便投票によることができるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の郵便投票に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</u></p> <p>(改正または廃止)</p> <p>第 21 条 本規程は、評議員会の議決がなければ改正又は廃止することができない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程の改正に伴い、改正前第 3 条に基づき選出された委員の任期は平成 16 年 12 月 31 日までとする。</p> <p>2. この規程は、改正の日（平成 16 年 7 月 13 日）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程は、平成 25 年 1 月 30 日から施行する。</p> <p>2. この規程の改正に伴い選出された委員の任期は平成 25 年 6 月 30 日までとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規程は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	--

山梨県歯科医師連盟選挙規程

平成14年	8月	1日	施行
平成16年	7月13日		施行
平成25年	1月30日		施行
令和3年	2月25日		施行
令和3年	●月●日	●	日施行

(趣 旨)

- 第1条 この規約は、本連盟規約第6条1項の規程に基づき会長及び監事の選挙について定めるものとする。
2. 日本歯科医師連盟評議員及び予備評議員は理事会において選出し、直近の評議員会に報告する。欠員が生じた場合は速やかに理事会において後任人事を決定する。
 3. 前項において選出された日本歯科医師連盟評議員及び予備評議員は日本歯科医師連盟役員を兼ねる事ができない。
 4. 日本歯科医師連盟評議員を本連盟会長が兼ねる事ができる。

(選挙権及び被選挙権)

- 第2条 会員はすべて選挙権及び被選挙権を有する。
2. 選挙権の行使は、理由の如何を問わず委任を認めない。
 3. 会長、監事の被選挙権は、連盟入会後会員として引続き2年以上経過した者でなければこれを有しない。

(選挙事務の管理)

第3条 選挙の施行はすべて選挙管理委員会が行う。

~~但し、議場における選挙は、総会議長の指揮下により執行する。~~

(選挙管理委員会)

- 第4条 選挙管理委員会は、会員中から評議員会で選出（選出方法は別表による。）した委員9名をもって組織する。
2. 委員の任期は2年間とし選出された年の7月1日をもって始期とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
 3. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
 4. 委員は任期中、役員候補者となりまたは役員候補者を推薦することができない。

(選挙の期日)

第5条 会長、監事の選挙は、その任期満了の年の6月30日迄の総会において行う。が終了する日の前2ヶ月までに行う。

但し、補欠選挙はこの限りでない。

2. 評議員の選出は、本連盟が定める地区（別表）に委託して行う。

(選挙の方法)

第6条 会長、監事の選挙は、投票により行う。

2. **投票の方法は、その都度理事会の議を経て決定するものとする。**

(候補者の届出)

第7条 候補者はその氏名、生年月日、住所、本人の略歴をそえて選挙期日の15日前までに選挙管理委員会へ届出なければならぬ。但し、推薦候補者にあつては、2名以上の推薦者の署名捺印と推薦候補者の承諾書を添えて届出なければならない。

2. 届出は午前9時から午後4時までの間に行うこととし、郵送による届出は、選挙期日の15日前までに到着しなければならない。

(候補者の辞退)

第8条 候補者として届出た者が、選挙投票日前にこれを辞退したときは、速やかに選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙の広報)

第9条 選挙管理委員会は、第7条、第8条の届け出がなされたときは、これを審査し、その結果を会員に知らさなければならない。

(無投票)

第10条 候補者の数が定数と同数のときは、投票を省略し、その候補者を当選者と決めることができる。

~~(候補者または推薦者の演説等)~~

~~第11条 候補者の演説または推薦者の演説は、各3分以内とする。~~

~~2. 前項の演説の順序は、その届け出の受付順による。~~

~~3. 候補者は、1名の推薦演説を要請することができる。~~

(投票の方法及び投票用紙)

第12 11条 会長の選挙投票は単記無記名とし、監事は連記無記名とする。

2. 前項の記述方法を含め、投票用紙は選挙管理委員会が定める。

~~(不在者投票)~~

~~第13条 止むを得ない事由で不在者投票を希望する者は、不在者投票請求書を選挙管理委員会に届け出て承認を受けなければならない。~~

~~2. 選挙管理委員会は選挙期日の前に不在者投票の日時を指定し、歯科医師会館内で選挙管理委員会立会いのもとで不在者投票箱に投票を行い、開票日まで保管し、開票日に同時に開票する。~~

~~(投票及び開票立会人)~~

~~第14条 議長は、出席会員の中から投票立会人及び開票立会人を各1名ずつ指名し、投票~~

~~及び開票に立会わせなければならぬ。~~

~~（投票所における秩序保持）~~

- 第15条 ~~投票が開始せられたときは、何人も投票に関し協議もししくは勧誘し、けん慥その他選挙の秩序をみだしてはならない。~~
- ~~前項に抵触する行為をした者に対し、議長はこれを制止し、または退場させることができる。~~
 - ~~第2項により退場させられた者は、投票の最後に投票させる。~~

~~（投票及び開票）~~

- 第16条 ~~議長は、選挙の開始を宣言すると同時に議場を閉鎖し、選挙権を有する出席者の数を確定しなければならない。~~
- ~~選挙管理委員会は、投票が終了したときは、その旨議長に報告し、議長の投票終子の宣言により、直ちに投票箱を開鎖する。~~
 - ~~選挙管理委員会は、投票箱を開き、投票の内容を精査し、候補者別の得票数を確認し、結果を議長に報告する。~~

（当選者）

- 第17条 会長の選挙の場合は、有効投票数の過半数の得票数をもって当選者とする。但し、過半数の得票者がいないときは得票の多き者2名につき、過半数を得るまで繰返して投票再選挙を行う。
- 監事の選挙の場合は、高点者より順次得票順に当選者とする。

~~（当選決定の報告）~~

第18条 ~~議長は、投票結果と当選者を会員に報告するものとする。~~

（その他細目）

第19条 ~~告示に関する事項、投票の判定、その他前各条の外前条までに定めるほか、選挙に必要な細目は、その都度選挙管理委員会が定める。~~

~~（特別の事情）~~

第20条 ~~特別の事情があると理事会が認める場合は、投票の方法を郵便投票によることができるものとする。~~

- ~~前項の郵便投票に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。~~

（改正または廃止）

第21条 本規程は、評議員会の議決がなければ改正又は廃止することができない。

附 則

- この規程は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正に伴い、改正前第3条に基づき選出された委員の任期は平成16年12月31日までとする。
2. この規程は、改正の日（平成16年7月13日）から施行する。

附 則

1. この規程は、平成25年1月30日から施行する。
2. この規程の改正に伴い選出された委員の任期は平成25年6月30日までとする。

附 則

1. この規程は、令和3年2月25日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和3年●月●日から施行する。

別 表

甲 府 支 部	より2名	}	より各1名
東 山 梨 支 部	(山梨市・甲州市)		
笛 吹 支 部			
峡 南 支 部	(西八代郡・南巨摩郡)		
中 巨 摩 支 部	(南アムレス市・中央市・甲斐市・中巨摩郡)		
北 巨 摩 支 部	(韮崎市・北杜市)		
南 都 留 支 部	(富士吉田市・都留市・南都留郡)		
北 都 留 支 部	(大月市・上野原市・北都留郡)		

要 望 書

日本歯科医師連盟におかれましては平素より、国民の健康向上のためそして歯科医師の生活上のためご尽力頂き敬意と感謝を表する次第です。

さて、武漢に始まった新型コロナウイルス感染症は2年目を迎えますが、ワクチン接種が進んでいるにも拘わらず、次々と新たな変異株が現れ一向に終息する兆しが見えてきません。これまで、歯科治療の危険性の報道、患者数減少による経営難、防疫器材の不足がありました。また、歯科医師会、歯科医師連盟のお陰もあり何とか乗り越えて参りました。また、歯科医師もワクチン接種に参画し、この困難に対する一助になりました。

まだまだ社会全体が自粛をせざるを得ない状況で、会合、集会、講演会もままならぬ状態がしばらくは続くと思われます。そこで、このコロナ禍の中で参院選に向けて、どのような選挙活動を進めたらよいか関東地区歯科医師連盟役員連絡協議会で協議いたしました。各県の発言要旨を踏まえ、以下について要望いたします。

記

1. 第26回参議院比例代表選挙では、選対会議、決起大会等の集会を開くことが困難です。LINE、ホームページ、Facebook等の活用、メールや登録を促進することはもちろんのこと、後援会名簿、電話、FAX等の従来の方法を広く併用して頂きたい。
2. スタッブ、家族で一診療所当たり確実に5名の投票行動を起こす方策に、もっと焦点を当てるようお願いしたい。
3. 院内掲示ポスターは会員誰もが貼りやすい内容を考案していただきたい。
4. 歯科衛生士連盟、歯科技工士連盟、同窓会・校友会、各歯科大学、歯科関連企業に働きかける部署を各個設置し、強気に働きかけを行ってほしい。
5. 歯科医師によるワクチン接種が恒久的な形で行われるよう法改正をお願いしたい。

令和3年9月 日

日本歯科医師連盟

会長 高橋 英登様

関東地区歯科医師連盟役員連絡協議会

茨城県歯科医師連盟	会長 森永 和夫
栃木県歯科医師連盟	会長 赤沼 岩男
群馬県歯科医師連盟	会長 村山 利之
山梨県歯科医師連盟	会長 一瀬 明
東京都歯科医師連盟	会長 大越 壽和
神奈川県歯科医師連盟	会長 鶴岡 裕亮
埼玉県歯科医師連盟	会長 今坂 俊介
千葉県歯科医師連盟	会長 尾崎 俊郎